

佐賀労働局発表
令和7年8月26日(火)

【照会先】
佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 河野 有美
室長補佐 岩竹 健太郎
(電話) 0952-32-7179

報道関係者 各位

佐賀県最低賃金の74円引上げ時間額1,030円へ — 佐賀地方最低賃金審議会答申 —

佐賀地方最低賃金審議会(会長 甲斐今日子)は、本日、佐賀労働局長(城 寿克)に対し、佐賀県最低賃金を74円引き上げて、時間額を1,030円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 佐賀地方最低審議会においては、去る7月14日に佐賀労働局長から「佐賀県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、その後、8月4日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参酌しつつ、現下の最低賃金を取り巻く状況等を勘案し、専門部会を開催して、慎重に調査審議を重ねた結果、本日の答申を行ったものです。
- 2 佐賀労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の佐賀県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしており、令和7年11月21日に新たな金額が発効する予定です。

【佐賀県最低賃金額の推移】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	821円	853円	900円	956円	1,030円
対前年度上昇率	3.66%	3.90%	5.51%	6.22%	7.74%
対前年度上昇額	29円	32円	47円	56円	74円

参考

○最低賃金とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。アルバイト、パートタイム労働者などを含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（５０万円以下の罰金）が定められている。

○最低賃金に算入されない賃金

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

○佐賀県の最低賃金

956 円（令和６年１０月１７日から効力発生。前年から５６円引上げ。）

なお、全国で最も高い地域別最低賃金は東京都最低賃金の１，１６３円。佐賀県最低賃金は、九州では福岡県最低賃金の９９２円に次ぎ２番目に高い。全国加重平均は１，０５５円。